

# 金沢市飲食業事業継続緊急支援給付金のご案内

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店の売上が大幅に減少していることから、事業者の事業継続を支援するための給付金を支給します。

本給付金は、減収分を補う国の「持続化給付金」（50%以上の売上減少が要件）の対象から外れる飲食事業者の方を市独自に支援するものです。

## 1. 対象となる事業者

金沢市内で飲食店を営業する事業者で、下記のいずれにも該当する者

- ①保健所からの飲食店営業又は、食品製造・販売の許可を有する者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、  
今後も事業を継続する意思がある中小企業者又は、個人事業主。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で  
30%以上かつ50%未満減少している者

## 2. 給付金

30万円（支給回数：1事業者1回）

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【売上減少分の計算方法】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲30～50%※の月の売上×12ヶ月）

※基準となる対象の月は、令和2年1月から同年6月のうち、2019年の同月比で  
売上が30%以上50%未満減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。

## 3. 申請期間

受付開始：令和2年5月中旬（予定）

締切：令和2年8月31日（月）

※本市の「観光地域づくり緊急支援給付金」との重複申請はできません。

## 4. 申請方法等

申請書等をHPよりダウンロードして、原則郵送により提出ください。

（来庁による相談や持参による提出も対応可能です。）

必ず添付資料等もご確認・同封の上、申請ください。

## 5. 申請及びお問い合わせ

金沢市経済局商工業振興課 TEL 076-220-2193